

# みのかも

No. 130

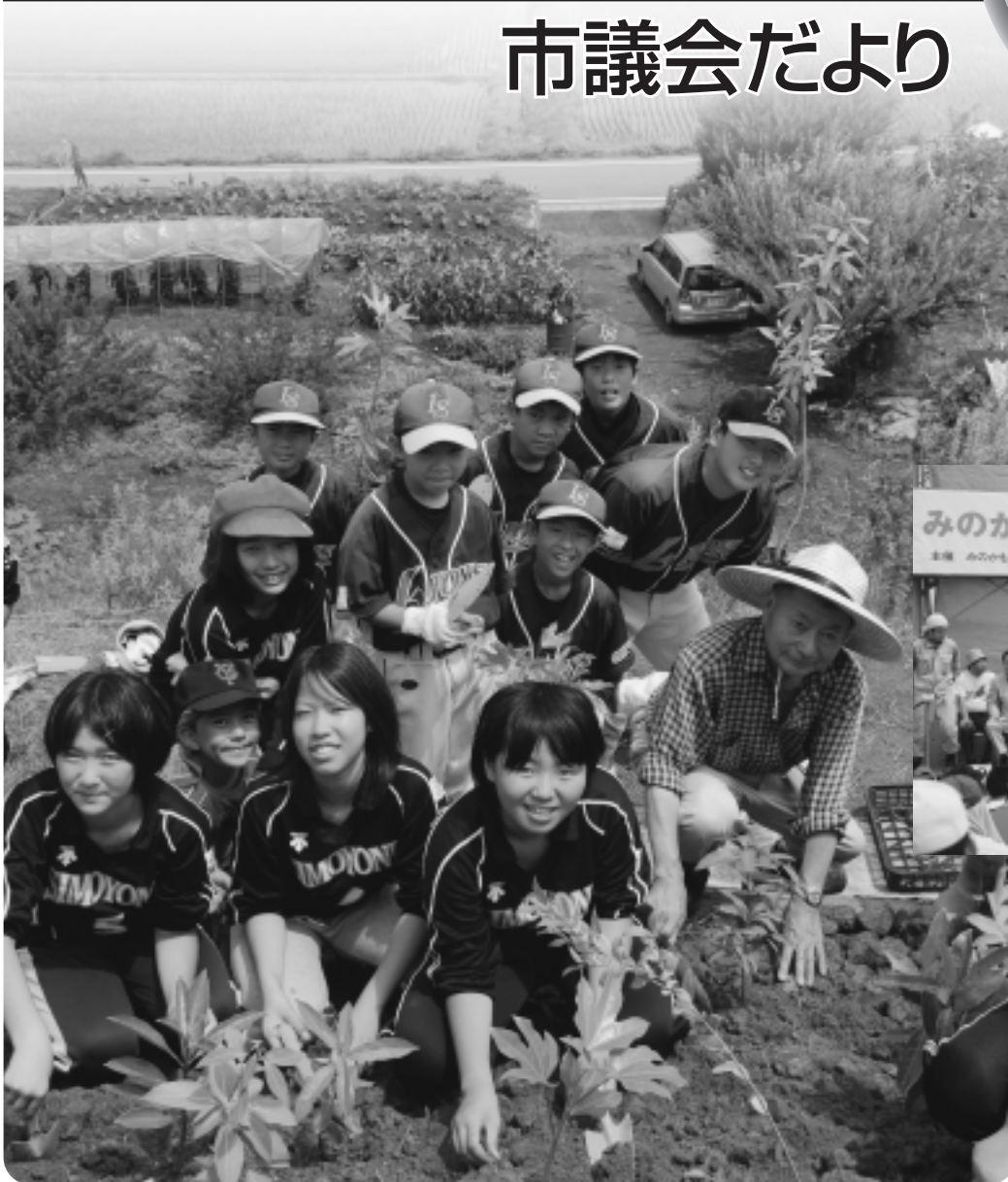
平成19年8月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

## 市議会だより



6月30日に行われた  
「みのかも交流の森  
いのちの森 植樹祭」

主 な 内 容	■ 平成19年第2回定例会の審議結果 ..... 2 P
	■ 議会日誌 ..... 2 P
	■ 委員会審査の概要 ..... 3 P
	■ 市政一般に対する質問と答弁 ..... 4 ~ 19 P
	■ 可決された意見書 ..... 20 P

# 平成19年 第2回 定例会

市議会第2回定例会は、6月4日に開会し、6月21日までの会期18日間で開催されました。

4日には、23議案を上程し、報告案件7件については報告・質疑、請負契約の締結2件については提案説明・質疑・採決、その他の議案については提案説明までを行いました。

12日、13日には、16名の議員が一般質問を行いました。14日には、残り14議案に対する質疑・委員会付託、さらに追加上程された2議案に対する提案説明・質疑・委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、15日に産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、18日に企画総務常任委員会が開催されました。

21日には、各議案に対する委員長報告・質疑・採決、さらに追加2議案を上程し、報告案件は報告・質疑、意見書は提案説明・質疑・採決を行い、定例会を閉会しました。

## 議案の主な内容と審議結果

報 告	議 案 名	主 要 内 容	審 議 結 果
	平成18年度美濃加茂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	後期高齢者医療制度関連システム改修事業ほか4件の繰越明許費繰越計算書	報 告
	平成18年度美濃加茂市国民健康保険会計繰越明許費繰越計算書の報告について	後期高齢者医療制度関連システム改修事業の繰越明許費繰越計算書	
	平成18年度美濃加茂市介護保険会計繰越明許費繰越計算書の報告について	後期高齢者医療制度関連システム改修事業の繰越明許費繰越計算書	
	平成18年度美濃加茂市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について	本郷雨水幹線築造工事(第1工区)の繰越明許費繰越計算書	
	平成18年度美濃加茂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	森山浄水場改築(建築・土木)工事ほか7件の建設改良費の繰越計算書	
	平成18年度美濃加茂市土地開発公社決算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定にもとづく書類の議会への提出	
	平成19年度美濃加茂市土地開発公社事業計画の報告について 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	地方自治法第243条の3第2項の規定にもとづく書類の議会への提出 交通事故における損害賠償の額を報告するもの	
● 条 例 ・ 補 正 予 算			原 案 承 認
	専決処分の承認を求めることについて 平成18年度美濃加茂市一般会計補正予算(第8号)	5億5,966万9千円の減額、予算総額は176億191万7千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成18年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第3号)	4,714万8千円の増額、予算総額は43億2,488万6千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成18年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号)	1億5,654万円の減額、予算総額は21億8,952万9千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成18年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第4号)	2,867万円の減額、予算総額は33億1,343万1千円	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	地方税法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、上場株式等の配当等にかかる税率の特例措置の延長等の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の移動に伴う条例整理のための改正	
	美濃加茂市非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙に関する特別職職員報酬の額を、国の基準の範囲内にするための改正	
	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、字句を整理する改正	
	美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、字句を整理する改正	
	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う条例の改正	原 案 可 決
	平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算(第1号)	1億1,512万7千円の増額、予算総額171億3,512万7千円	
	平成19年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正	
● そ の 他			
	市道路線の廃止について	市道野笹333号線ほか1路線の廃止	原 案 可 決
	市道路線の変更について	市道野笹87号線ほか1路線の変更	
	美濃加茂市学校給食センター建設工事の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	
	美濃加茂市学校給食センター厨房機器設置工事の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	
	本郷雨水幹線築造工事(第3工区)の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	
	蜂屋川クリーンセンター増設工事(その2)の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	
● 議 員 提 出 議 案			原 案 可 決
	年金記録不備問題の早期解明と対策を求める意見書について	別掲(20ページ)	

## 議会日誌

- 5月**
  - 15日～17日 産業建設常任委員会行政視察
  - 16日～18日 文教民生常任委員会行政視察
  - 21日～23日 企画総務常任委員会行政視察
  - 21日 中濃十市議会議長会会議
  - 25日 可茂地域市町村議会議長会会議(可児市)
  - 31日 中濃地域農業共済事務組合議会臨時会
- 6月**
  - 1日 議会運営委員会
  - 4日～21日 市議会第2回定例会
  - 19日 全国市議会議長会定期総会(東京都)
- 7月**
  - 4日 岐阜県市議会議長会会議(瑞浪市)
  - 18日 徳島県鳴門市行政視察来市
  - 27日 可茂地域一部事務組合議会(可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合)
- 8月**
  - 8日 岡山県備前市行政視察来市
  - 13日 議会運営委員会

# 委員会審査の概要

## 市民交流センター

企画総務常任委員会

**問** 市の職員で構成されたプロジェクトチームによる市民交流センターの議論及び方向性について。

**答** 旧シユロスの施設全体の維持管理費は、分析によると約2,400万円となること、民間資本の導入による施設運営の方法などの議論があり、安価な費用での施設整備と市民の方がより活用できる方策を模索している。

**問** 旧シユロスのすべての活用を考へての施設整備ではなく、段階的な整備による有効活用について。

**答** 部分的な整備方法も検討しており、市民の意見を広く聞き検討をしたい。

**問** 平成18年度、法人市民税の調定額、収入済額及び収納率について。

**答** 法人市民税の現年度分は、調定額11億4,700万円、収

入済額11億4,100万円、収納率99.5%、過年度分は、調定額539万円、収入済額162万円、収納率30.1%である。

## 平成19年度 一般会計補正予算

産業建設常任委員会

**問** 道路新設改良費の内容について。

**答** 一般道路改良については、生活道路等の12路線の整備予定のうち、2路線分を計上しているほか、下水道関連道路復旧、側溝改良、バリアフリー、舗装改良である。

**問** 平成18年度の一般会計から下水道会計への繰り入れの額及び削減策として下水道料について。

**答** 平成18年度の一般会計から公共下水道事業への繰り入れは、8億7,000万円程度の見込みである。

また、下水道料については、

事業の健全経営を目指して、今後は経営状況等の情報公開などにより市民の理解を得ながら考慮していきたい。

**問** 蜂屋川公共下水道事業費の減額補正の理由と蜂屋川クリーンセンターの整備の進捗状況について。

**答** 蜂屋川公共下水道事業費の減額補正は、市の単独事業が補助事業として採択されたことや施工延長の短縮などによるものである。蜂屋川クリーンセンター整備の進捗状況については、今年度汚泥処理槽本体の発注をしており、今年度末で約73%程度の進捗率になると思われる。

## 平成19年度 一般会計補正予算

文教民生常任委員会

**問** 教育費中、事務局費720万円の補正の理由について。

**答** 今回の補正は、通常学級における発達障がい児に対する支援のため、講師を配置する必要が有ることから、6名分の賃金として計上するものであり、この講師は、太田、山之上、蜂屋、加茂野、下米

田、山手の各小学校に1名ずつ配置している。

**問** 介護・支援サービス等諸費の減額補正の理由について。

**答** 在宅介護を月平均901件と見込んでいたところ892件、施設介護を月平均265件見込んでいたところ231件と減少したことによる補正である。

**問** グループホームの利用状況と監査について。

**答** 現在、市内のグループホーム全体で定員90名を満たしている。

また、監査については、昨年度は実施していないが、本年度については、グループホームの監査を実施していきたい。

## 各常任委員会が行政視察を実施

文教民生、産業建設、企画総務の3常任委員会が市民福祉の向上と住みよいまちづくりのため、下記先進地において精力的に視察を行いました。

### ◎文教民生常任委員会 (5/16~5/18)

宮崎県 日南市 まなびピアの運営状況について  
鹿児島県 指宿市 ふれあいプラザなのはな館の運営状況について  
〃 霧島市 総合福祉センターの運営状況について

### ◎産業建設常任委員会 (5/15~5/17)

青森県 青森市 新青森駅周辺整備計画について  
〃 十和田市 観光産業の現状と観光基本計画について  
岩手県 花巻市 環境問題の取り組みについて

### ◎企画総務常任委員会 (5/21~5/23)

大分県 豊後高田市 まちづくりについて  
〃 由布市 総合計画に基づくまちづくり計画について  
福岡県 福岡市 行政評価について

# 市政一般に対する質問と答弁

## 要旨

### 市長の政治姿勢

**問** 住みよさランキング(東洋経済新報社)、全国780都市中14位の所感は。

**答** 2006年度の住みよさランキングの結果は、「ひとにやさしいまち・だれもが住んでみたいまち」の実現を目指す本市には、誇れる結果であり、市民の方にも積極的に周知をしていきたい。

2003年	80位
2004年	65位
2005年	33位
2006年	14位

また、ランキングの下位項目は、その要因と課題を明確にして、より効果的な政策を実行する必要がある。

なお、ランキングに反映されない指標、特に地域間格差等の課題を含め、課題対応型の8つの「庁内プロジェクトチーム」を設置、実効性のあ

る政策立案に向け取り組んでいる。

**問** ふるさと納税制度の所感は。

**答** 三位一体改革に伴う税源移譲や地方交付税制度の見直しなどの地方分権の流れの中で、都市と地方の地域間格差拡大の是正には「ふるさと納税」制度も一つの方策である。しかし、住民税の応益負担の原則や納付にかかる経費や徴税コストの負担問題など、現段階では具体的な内容がわからない状況であり、総務省「ふるさと納税研究会」の議論の行方をもう少し見守りたい。

**問** 年金問題に対する所感は。

**答** 社会保険庁が平成9年の基礎年金番号の導入時に、全被保険者に照会をするなど、記録の結びつけに努力をしたが、平成18年6月現在で約5,000万件の記録が基礎年金番号に結びついていない。また、コンピュータに入力されない年金記録約1,400

万件が発覚しており、国民の年金に対する信頼を失ったことは、まことに遺憾である。

美濃加茂社会保険事務所では、問題になる前は、年金の窓口相談者は、1日に70人、80人であったが、5月下旬からは100人程度に増え、電話による問い合わせも多くなっている。



年金手帳

**問** 国民健康保険料の市町村間の格差と今後の運営について。

**答** 国保中央会の調査における、当市の1人当たり保険料は7万9,117円であり、県下21市では低い方から6番目

である。

国民健康保険では平成20年度から、糖尿病等の生活習慣病予防を中心に特定健康診査を開始する。

生活習慣病の発症や重症化を予防することにより、医療費を抑制し、誰もが安心して医療を受けることができる国民健康保険を運営したい。

### 中期財政計画

**問** 中期財政計画(見通し)の位置づけは。

**答** 国・地方を取り巻く厳しい財政環境の中、地方交付税の減少などによる財政規模の縮小は、人件費や公債費などの義務的経費の比率を高め、財政の硬直化を招くことになる。

中期財政計画は、平成18年度に導入された財政の健全性を表す実質公債費比率の警戒ライン18%以内を目標としている。この警戒ラインを超えると、早期是正措置の義務づけにより、市債の借入れに「許可」が必要になる。

こうした状況に陥らないように、健全財政を堅持してい

くための指標としてこの財政見通し(計画)を策定している。

**問** 今後の財政健全化計画について。

**答** 財政健全化計画は、国の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によると、実質公債費比率を含め四つの指標の一つでも基準以上になった場合に策定が義務づけられる。

当市は、こうした基準を超えないよう、中期財政見通しなど市の財政事情を市報やホームページで広く市民の方に公表して、これからの財政運営を皆さんと議論することが、今後の健全財政を維持するためにも必要であると考えている。

### 機構改革

**問** 機構改革の効果は。

**答** 平成19年度の組織機構改革により、これまで以上に市民サービスの充実や満足度の向上を目指して、効率的な行政経営に取り組みたい。

職員全員が共通の意識を持ち、市民の感覚を取り入れた

行政経営に携わるといふ意識改革など質的な改善も必要であり、職員が検討を重ね、その意識の基本となる行政経営の指針として「みのかもウエイ2007」をまとめている。

3カ月が経過し、業務上の変化について調査したところ、この改革は新しい時代に対応する行政経営へのステップとして職員が前向きに受けとめ、行動できるものと思われ、今後も改善を基本に取り組みたい。

**問** 部長会議の成果は。

**答** 部長会議は週1回、開催していたが、平成19年度は毎朝開催しており、会議では連絡調整や喫緊の課題への検討を行うなど、スピーディーな対応を心がけている。

会議の内容は、庁内ネットワークにより全職員に公開するなど、情報の共有化も図っている。短時間ではあるが、さまざまな課題を認識することにより、各部の縦割り意識から行政へのマネジメント意識への変化があると感じている。

**問** 市政情報課の主な業務とケーブルテレビの全市整備計画の推進は。

**答** 市政情報課は、行政内部

の情報環境の整備を図り、市民活動や市民参画への情報の共有に努め、市政に関する情報の説明責任を果たすことである。当面する課題は、地域情報格差の解消、ITによる市民との協働の実現、情報セキュリティ確保、個人情報保護、電子自治体の推進である。

地域の情報格差の解消という点から、ブロードバンド（※注）対応やテレビのデジタル化による難視聴対策等の対応も考慮して、どのような手法が一番効率的であるか、現在検討をしている。

ケーブルテレビが地域情報格差の解消に有効であると判断した場合は、市は積極的な対応をすべきであるが、現状の加入率（12・7％）から判断すると相応な費用負担も必要であり、十分に検討をしたい。

（※注）ブロードバンドとは高速で大容量の通信回線のこと

### 多文化共生

**問** 具体的な多文化共生の施策の推進は。

**答** 5月1日現在、当市の外

国人登録者は5,646人、総人口に占める割合は、10・35％である。

この現状を特定課題として支援する多文化共生室を地域振興課内に設置し、多文化共生施策の具体的な推進を図っている。

学識経験者や一般公募した市民の方の参画により多文化共生に関する市の基本指針として、「多文化共生推進プラン（仮称）」を策定する。

これまでの多文化共生施策の充実を図り、庁内では、検討会の設置や点検・見直しに取り組み。

多文化共生事業の推進は、理念とプロセスを大切にし、多くの皆さんがかかわり、そして相互理解を軸としつつ、着実に展開をしていきたい。

**問** 国民健康保険の納付書の外国語表示について。

**答** 市が発行する納付書は、国民健康保険料のほか、税金、保育料など複数の種類があり、外国語もポルトガル語、英語など複数の表示が必要と考え

られる。限られた大きさの納付書に複数の外国語表示をすることは、困難であるが、リーフレットを作成し納付書に同封することは可能であり、関係部課と協議し、今後研究したい。



外国籍児童も参加した植樹祭

### 市政運営

**問** PPP（パブリック・プライベート）・パートナーシップ手法の導入について。

**答** 公共事業の効率性を高めるとともに、地域での企業やNPO、住民団体など民間とのパートナーシップのあり方も多様化している。「PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」、いわゆる「官民パートナーシップ」

という考え方は、行政運営や地域経営を考える視点から重要な枠組みである。

国は、このPPP手法を地域再生のツールと位置づけるなかで、指定管理者制度や昨年の公共サービス改革法（市場化テスト）が導入されるなど制度設計を進めている。

現在、当市でも、行政改革大綱に基づく実施計画により、指定管理者制度の導入やNPO団体や市民ボランティアの参画など積極的な官民のパートナーシップのあり方に取り組んでいるところであり、今後の行政改革大綱の見直しに向けて具体的に研究をしていきたい。

**問** 市民ファイナンスについて。

**答** 市民ファイナンスとは、寄付や債券の購入により、資金面から公共サービスに参加する新しい市民参画の形態である。

新たな資金調達的手法としても重要であるので、地域にとり、何をどうすることが、最適な価値を生み出すかということを含めて、議会、そして市民の皆さんとともに研究していかねばならないと思っている。

## 指定管理者制度

**問** 指定管理者を指定後の管理運営の現状は。

**答** 平成18年4月より5施設が、指定管理者制度による管理運営を行っている。

3つの福祉施設とみのかも健康の森は、従前より管理を委託していた事業者が、指定管理者として業務を引き継ぎ、その運営に関しての継続性は確保されている。

また、太田宿中山道会館は、年度計画に基づいた運営が進められ、大きな問題もなく、順調に経過しているものと受け止めている。

**問** 施設の利用状況と利用者の評価は。

**答** 美濃加茂市ふれあいサロン(福寿草)は利用者数が前年に比べて16%増加しており、健康の森も安定して年間10万人を上回る利用者である。

太田宿中山



来館者10万人を達成した太田宿中山道会館

道会館は、皆さんの努力と工夫により、当初の見込みを上回る約8万5,000人の利用者を記録している。

利用者アンケートやボランティアの声、そして地域住民意識調査などを実施するなど、利用者等の皆さんの率直な声をそれぞれの管理運営に効果的に生かすことに努めている。

**問** 施設の修繕費は。

**答** 施設の修繕費は、それぞれの基本協定書に定めている。

健康の森及び太田宿中山道会館は1件5万円未満、福祉施設は1件10万円未満の修繕については指定管理者が行い、それ以上の修繕は市が対応する。

**問** 今後の指定管理者の計画は。

**答** 指定管理者制度に移行した各施設の経費節減等の検証

は、太田宿中山道会館は直営と比較した場合、特に人件費に関して経費削減が図られている。

また、工夫した運営により、利用者の反応も好評であり、サービス向上の観点からも有効であったと思っている。

民間が効率的・効果的に実施できることは民間にゆだねることを基本原則として、他の公共施設において、その運営状況等を分析・検討しながら、管理運営の手法の一つとして、指定管理者制度の効果的な活用について検討を進めていきたい。

## 市役所のIT化

**問** 稼働システム数と年間の維持管理費は。

**答** 当市のシステム構成は、戸籍・住民情報、市税の課税・収納、国保・年金・介護・健康福祉情報等の住民情報系が37本、財務会計、庁内LAN等の内部情報系が43本、ホームページとインターネット関連の一般公開系が3本である。

その費用は、平成18年度の年間で保守委託業務費、使用料・賃借料、回線使用料及び職員の人件費の合計1億6,836万円となっている。

**問** システム導入の決定方法について。

**答** 全庁的なシステムは検討委員会を設けて、担当部署単位のものは担当課と市政情報課の協議により、初期投資経費とランニングコストの比較、事務処理上の課題の解消などの検討を行い決定している。

一旦導入したシステムの更新には、データ等の互換性を考慮すると、現行システムのメーカーを基本に検討するため、費用などでの比較検討が困難になることがある。

そのため、新たにシステムを導入する場合には、汎用システムの利用、互換性、普及状況等と今後の維持管理・更新費用等も十分考慮して検討していく必要がある。

**問** 職員のパソコンの使用状況と更新は。

**答** 職員のパソコンの活用状況は、住民票・戸籍等の各種業務処理、文書作成・庁内の連絡・情報の共有化、県など庁外との情報交換、国・県等

からの情報収集等がある。

住民サービスの向上や事務効率のためには、現システムの充実を図る考えであるが、情報発信等の手法としては、新たなシステムについては、積極的に検討したい。

職員のパソコンの更新は、ハード機器部分が故障しない限り、またOSサポートが続く限り使用している。



## 情報公開

**問** 広報、情報発信におけるホームページの有効性は。

**答** ホームページは情報提供の回数や情報量の多さなど、広報紙と比べ、より早く、詳細に情報が提供でき、全世界

にも情報発信できることも大きな強みと考えている。

こうした有効性を生かした情報発信の一つとして、見やすいホームページの作成や、より詳しい情報提供に努めていきたい。

**問** ホームページの充実について。

**答** 現在、市のホームページの「ご意見・お問い合わせ」コーナーや市役所玄関等に設置してある「市民の声BOX」への投書により意見等を聞いている。

聞いた意見等は、全職員に公開して情報の共有化を図り、今後の対応や事務事業の参考としている。

**問** 個人の意見等の公開については、個人情報保護等の研究をするが、まずはホームページの内容等の充実に努めたい。

**答** メールマガジン配信は、市の広報やホームページなどで市政情報を提供しているが、今後より一層、市民の方への積極的な情報公開を進めたい。

また、市民に直結した緊急性の高い情報を早く伝達するため、より多くの情報を携帯電話へ流すシステムを、

メールマガジンも含めて検討したい。

## 男女共同参画

**問** 市職員の男女の構成比率は。

**答** 当市の職員数は346名であり、そのうち女性職員は114名の約33%の割合となっている。

職種別では、一般事務職が約17%、技術職や学芸員はゼロ、保健師・保育士・言語訓練指導員・図書司書は100%、労務職は約91%が女性職員である。

**問** 出産後の復職状況について。

**答** 職場への復帰状況は、結婚の場合は職員側に事情がない限り、その後も引き続き勤務している場合がほとんどである。

また、出産による育児休業取得後の職務復帰者は、平成14年度以降で33名の職員が育児休業を取得しており、うち現在も育児休業中の者が8名、退職した者が4名、21名の職員が職務復帰して、それぞれ

の職場で働いている。



**問** 希望する職種への配置について。

**答** 部長職を除く全職員は、毎年、自己申告書の提出をしており、その中で現在の仕事の量や内容、やりがい、適正、職場の人間関係などや異動希望の有無や希望先、希望する業務分野、将来設計などを聞いており、申告内容を、人事異動を行う際の参考にしている。

また、春と秋には課を対象に人事ヒアリングを実施し、職員の動向や事務・事業の量的変化、質的变化、組織の課題やその対応、その他懸案事項などを聞いており、それらを総合的に勘案して、男女の区別をすることなく、適材適

所の職員配置に努めている。  
**問** 仕事量に伴う処遇について。

**答** 現在の給料は職務(部長、課長など)により級が決まり、勤務年数の積み重ねにより号給を決めることにより給料月額を決定している。

平成17年人事院勧告では、年功的な給与上昇要因を抑制し、職務・職責や勤務実績に応じた適正な給与を確保するように改正され、勤務成績に基づく昇給制度の導入や勤勉手当への実績反映が拡大されたところである。

これらを実施するには職員の仕事ぶりを判定する明確な基準が必要不可欠であり、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を整備する必要がある。

職員14名からなる検討委員会を立ち上げ、職員が納得でき、モチベーションが高まるよう、委員会での協議経過を全職員に公表し、意見を求めている。

平成19年度に制度を構築、平成20年度は一部職員で試行をして、年度後半に管理職を対象に反映したい。  
**問** 降格人事について。

**答** 地方公務員法第27条及び第28条に基づき分限処分があり、職員を降任させることはできるが、誰がみても明らかに納得できる証拠となる書類を整える必要がある。

そのため、厳正な対処ができるように、現在、構築している人事評価制度の中で、そういった点を考慮した仕組みづくりをしたい。

職員自身の判断による希望降任制度も検討する必要があると考えている。

## 入札制度

**問** 一般競争入札の導入と予定価格の公表の基準は。

**答** 一般競争入札は、これまで1億5,000万円以上であったが、平成19年度は2,000万円以上についても、試行的に条件つき一般競争入札を行う。

予定価格の公表は、今年度より、建設工事で130万円以上のもの、建設工事にかかる調査・測量などの委託業務で50万円以上のものは、すべて事前公表としている。

**問** 特定建設工事企業体方式の活用のための制限の見直しと規模の大きな工事の分離発注は。

**答** 特定建設工事企業体（JV）を活用する対象工事の下限額の見直しは、JVに対する問題も指摘されていることから、今後よく研究したい。

建設工事の適正な施工を確保し、その目的・内容に応じた最適な入札・発注方式を選択することが必要であり、分離発注もその選択のひとつとして、可能な範囲で行ってみたい。

**問** 入札監視のための第三者機関の設置は。

**答** 入札監視委員会の設置は、入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保する中で、中立公正な立場での審査・意見も必要であるので、今後、共同での第三者機関の設置や、県の設置している機関の活用なども含めて、検討していきたい。

## 友好都市

**問** 国内の都市との友好都市提携について。

**答** 国内の友好都市との連携は、歴史や縁、産業等の共通点からのアプローチが主流である。

このほか、交流の視点として、当市のブランドと当市に欠けているものを分析し、双方にとってメリットとなることなどが大切な要素である。

当市は、和歌山県由良町や静岡県熱海市との交流を行っており、こうした市民レベルの実質的な交流から深めていきたい。

## シティホテル

**問** シティホテル問題について。

**答** シティホテルは、中濃地区の拠点的な商業ビルとして年間約16万人の方が利用している。

建物自体は老朽化が目立ち、今後大規模な改修が必要であると考えられる。平成19年度は建物の現況調査を行い、改修すべき施設及びその緊急度等をまとめて、市民の意見を聞き、今後の活用方針を決定したい。

## 防災

**問** 災害時における避難場所の確保としてナーシングビラ等施設利用について。

**答** ナーシングビラは、介護老人保険施設など、それぞれの用途別に施設がつくられ集まった場所であり、避難所として指定できるように進めたい。

また、あじさい看護福祉専門学校と美濃加茂中学・高等学校は避難所としての協定を締結しており、今後も避難所として適切な場所があればお願いしたい。

**問** 災害時の飲料水確保のために公共施設にある自動販売機の無料開放は。

**答** 現在は避難所として43施設を指定しており、中央公民館やプラザちゅうたいなど6施設に自動販売機が設置されているが、災害時に自動販売機を無料解放できるシステムではない。

災害時には遠隔操作により自動販売機のロックを解除し、お金を入れなくても自身が取り出せる「地域貢献型自動販売機」の設置について、



和歌山県由良町の興国寺で交流する子どもたち（昨年）

## 交通安全対策

**問** 自転車の運転ルールの指導、啓蒙について。

**答** 園児や児童生徒は、学校や保育園での交通安全教室を昨年54回行い、そのうち自転車の安全な乗り方などを指導する教室は19回実施している。

高齢者には、健寿会での高齢者交通安全教室の講話の中で指導をしている。

一般の方は、各地区での法令講習会で、触れられている。広報にて、自転車も交通法規の対象となっていることを啓発していきたい。

**問** 中部台地の交通安全対策について。

**答** 中部台地の幹線道路となるグリーンロードやスカイロードと街区道路では、その対応策に違いはあるが、地元からの要望や危険箇所の情報などにより、その実情に応じた交通安全対策を警察と協議して対応したい。

蜂屋台に進出した企業により連絡協議会が結成されており、今年1月に行われた役員会や総会で、従業員やトラックについても安全運転を行う旨の申し合わせがされたと聞いている。

**問** 幹線道路の右折矢印信号機の時間調整による渋滞緩和について。

**答** 幹線道路や通行量の違いなどにより交差点ごとで信号の長さには違いがある。

朝夕の通勤時間帯と昼間の時間帯とで時間の長さを調整できる信号機もあると聞いているので、必要に応じてその対応を警察に依頼したい。



メーカーより提案があり、条件面や施設での管理上の問題点などを整理し、検討したい。

【問】耐震改修促進計画の現状について。

【答】建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、岐阜県は平成19年3月、国の基本方針と同様に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割にする「岐阜県耐震促進計画」を策定しており、市も、平成19年度の策定に向けて準備を進めている。

【問】本市の耐震性の不十分な住宅等の戸数は、平成15年の住宅統計調査による算定では、住宅総数1万6,760戸のうち、旧基準の建築物が5,450戸、そのうち耐震性の不十分な住宅は、4,180戸で全体の24.9%となっている。

【答】今後も、木造住宅の耐震化を促進するため、平成19年度に地震ハザードマップの作成と各家庭への配布、耐震診断及び耐震改修に対する支援の継続により、地震に強いまちづくりを目指したい。

【問】下米田地区における消火栓の配置数とホース収納庫の設置推奨は。

【答】消防庁が定める消防水利の基準に基づき順次配置しており、下米田地区は、平成19年3月末現在、107カ所であり、田畑などの空地部分を除き、防火対象物から120メートルの範囲内に入るように設置している。

【問】地区全体では、ほぼ基準を満たしているが、今後も水道が布設されている所は、適切に順次配置したいと考えている。

【答】また、自治会で設置するホースやノズルなどを保管する「器具格納庫」の設置補助のPRは、自治会長に配布する「自治会ハンドブック」に掲載し、自治連合総会の席上で説明を行っているが、平成19年度は、PRも兼ねた設置状況調査を自治会長に依頼したい。



各地にあるホース収納庫

## 遊具等の点検

【問】学校遊具の状況と点検について。

【答】平成19年度4月時点の小学校の遊具の状況は、総数391基(金属製115基、木製30基)であり、中学校は、体育器具として総数32基(金属製31基、木製1基)である。

【問】遊具体育器具の保守点検は、専門業者へ委託して、年3回行い、逍遙ネットにより点検記録をパソコン上で管理している。

【答】また、教職員による月1度の定期点検や保健主事等による日常的な点検を行っている。平成19年度からは、ふれあい安全サポーターによる遊具の点検も行うようにしたところであり、今後もより一層、安全な施設管理に努める。

【問】公園等の遊具の状況と点検について。

【答】公園の遊具は、木製が4基、金属製が190基である。保守点検は、専門業者により年2回、職員による年2回行っている。

また、市内の41カ所にある

自治会等のちびっ子広場は、原則自治会に安全点検を願っている。

【問】しかし、目の届かない部分もあるため、年間に専門業者による点検と職員による点検を各1回行い、点検結果は自治会に通知し、修理が必要な遊具は自治会要望により、市で修理を行っている。

【答】今後も、都市公園、ちびっ子広場も含めた遊具の安全点検は、通常点検のほか、職員が現場に行ったときにも点検を行う。



前平公園の遊具

【問】保育園等の遊具の状況と点検について。

【答】市内10園とカナリヤの家には、合計58基の遊具が設置してあり、そのうち、複合遊具11基を含め52基は金属製、

6基はプラスチック製で中心部が金属製のシーソーである。遊具の点検については、業者委託による点検を年2回、実施しており、保育園の職員により毎月1回遊具点検を実施している。点検結果は遊具チェックリストに記載して、毎日の室外での遊びの際にも十分注意している。

## 教育問題

【問】不登校の状況と理由について。

【答】不登校児童生徒数は、平成16年度、小学生7人・中学生26人、平成17年度小学生ゼロ・中学生22人、平成18年度、小学生4人・中学生25人である。

【問】その理由は、友達関係など表面的なものや、育ち方や家族関係が背景にあるなどの複合的なものがほとんどである。

【問】不登校生徒の進路は。

【答】昨年度の進路状況は、就職4名、専門学校進学2名、高校進学12名であり、あじさい教室来室の7名は、高校へ進学している。

**問** 不登校生徒の出席扱いと大学生によるサポート事業について。

**答** あじさい教室への通所や保健室・相談室登校は出席扱いであり、自宅学習する不登校児童生徒は条件により出席扱いとすることができる。

大学生によるサポート事業は、当市ではメンタルフレンドとして3人採用している。

**問** 子ども議会の開催について。

**答** 当市では、市内中学校の生徒会役員が集まり、話し合いの機会を持つ生徒会サミットを今年8月に実施する予定である。

また、今後この生徒会サミットを発展させた形での「子ども議会」も検討していきたい。

**問** 特別支援校が計画された土地のサッカー場について。

**答** 可茂地区特別支援学校は、県の「いきいきプラン」の中で、牧野ふれあい広場に平成23年度の開校をめざして建設する方向である。

この広場は、現在200チームを超えるサッカーチームが集まるサッカー関係者にとつては大切なグラウンドである。学校の建設後も、サッカーが

できるよう特別支援学校の運動場の開放を含めた場所の確保を県当局に働きかけている。

なお、工事期間中のサッカー練習場の確保も、多くの問題を含んだ課題だと認識している。



牧野ふれあい広場で開催の国際交流サッカー大会

## 学校給食センター

**問** 学校給食センター建設による近隣住民への対応について。

**答** 騒音規制法等の関係する法令の遵守や、工事車両のルートの指定などの安全対策を行い、周辺住民の日常生活に十分配慮した施工となるよう

に、建設業者に指導したい。地元への説明は、工事着工前の7月中旬に行いたい。

## MT夢クラブ

**問** MT夢クラブ21の活動状況について。

**答** MT夢クラブ21は、美濃加茂市と富加町が共同して平成14年に設立した総合型地域スポーツクラブである。

現在は、スポーツクラブ27団体、スポーツ少年団19団体、文化クラブ31団体、チャレンジクラブ5団体で構成されており、登録者数は2,867名である。

活動状況は週1〜2回の各種団体ごとの活動やスポーツ教室、文化発表会を実施している。

**問** 各クラブの横の連携と今後について。

**答** 毎年1回クラブ代表者による交流会を開催し、運営・活動上の意見交換を実施している。

プラザちゅうたいに事務局を設置し、市民の方がいつでも、スポーツに親しむことが

できるようにしている。情報誌を年2回作成し、各団体への配布や自治会回覧も行い活動の啓発に努めている。

今後の育成は、各クラブ代表者による運営協議会などの意見、要望を聞き、指導者の派遣を市体育協会や文化団体等に依頼するなど充実を図りたい。

## 寿卓球

**問** ちゅうたいクラブ「寿卓球」の実施状況と問題点について。

**答** ちゅうたいクラブは、市が運営しており、3カ月単位、9種目のスポーツを行う教室である。その中の「寿卓球」は50歳以上の方が対象であり、スポーツを通して生涯にわたり健康の維持と仲間意識をつくりあげることが目的に実施している。

教室は毎週2回2つの教室があり、現在のところは卓球台34台を使用して、定員いっぱい70人が加入されている。定員については交代制なども含めて、今後検討したい。

## 図書館

**問** 図書館利用者のモラルについて。

**答** 開館から閉館まで図書館内で過ごされる方もあるが、椅子やソファアの占有、ほかの利用者への迷惑な行為をする方には注意をしている。

ビデオやDVDは、多くの方が利用できるよう、休日や小中学校の夏休み等の期間は、1日1回の利用としている。

また、図書館資料の部分切り取りや落書きなどにより、廃棄せざるを得ない資料が発生していることは事実であり、図書館の催し物の中で、汚損・破損図書を集めた展示を行い、図書館の資料は貴重な公共財産であるという啓発に努めている。



## 文化財

**問** 美濃加茂市の文化財への百間土居及び蜂屋柿の指定について。

**答** 百間土居とは、たびたび氾濫した蜂屋川の洪水に対応するために、関係する地区の人々により江戸時代前期に築かれたものと推定される。

「土居」とは、土を盛り上げてつくった土手のことであり、距離が百間約180メートルほどであったのでこのように言われている。当時は今以上「水」についての思いが強く、時には村同士の争論に発展することもあった。

この土居は、当時の人々の暮らし、社会の情勢をもがたる貴重な遺構であり、今後は文化財保護審議会や関係者の指導を得ながら十分調査検討を進めたい。

蜂屋柿は江戸時代に生産が盛んになり、この地域の歴史を語る時、欠かすことのできない重要な事柄であり、現在

まで引き継がれてきた製作技法は、地域の生業の歴史という視点からも極めて重要なものである。

蜂屋柿の製作技法を伝承維持している団体の目的が、明確になれば「無形民族文化財」として指定の対象となるので、十分に調査・検討をしたい。



現在も加茂野町に残っている百間土居

## 子育て支援

**問** 中学校卒業までの福祉医療費助成の検討と県下の状況は。

**答** 本市では、中学生の医療

費の無料化は、実施に向けて市の財政状況等を検討しているところである。

平成19年6月現在の県下の状況は、中学校卒業までの入院・外来の助成は高山市などの1市4町村(そのうち1町は2分の1の助成)であり、入院のみは9市9町(うち小学生も入院のみは6市2町)である。

## 少子化対策

**問** こんにちは赤ちゃん事業の取り組みは。

**答** 本市は、これまでも母子保健法に基づく乳児訪問を実施しており、平成18年度は493人の乳児に対して270件の訪問を行っている。

核家族化と少子化の進行により、乳児のいる家庭は、周囲から支援を受けることが困難となっている。

平成19年度から始まる「こんにちは赤ちゃん事業」を積極的に導入し、乳児のいる家庭の全戸訪問を目指したい。

**問** 不妊治療のサポートについて。

**答** 本市は、平成17年度から、

特定不妊治療費の助成事業を実施し、体外受精及び顕微授精による不妊治療に対しては10万円を限度に助成をしており、県と市の2つの助成を合わせて受けることができる。

本市も、県の施策に倣い、所得制限を730万円までに緩和し、助成期間を2年間から5年間に延長しており、広報にも掲載し、不妊に悩む夫婦や市内の事業主にも周知をする。

## 健康問題

**問** みのかも元気いきいきプラン21の実効状況と中間評価について。

**答** 「みのかも元気いきいきプラン21」は、思春期、成人期、老年期の3つのライフステージに分け、合計71の目標数値を設定しており、全ての目標数値を整理した段階ではないが、平成24年度の目標値に達成した指標は14%である。

平成19年度は中間評価の年であるが、目標項目を重点化し、後期計画を策定したい。

**問** 正職員の栄養士の必要性

は。  
**答** 栄養士は、赤ちゃんからお年寄りの栄養相談や食育指導を行うなど仕事は広範である。

健康づくり、栄養改善事業の推進体制の強化を図るためにも、その専門的知識・技術を有する管理栄養士の正規職員採用については、現在検討しているところである。

**問** 平成19年度健康福祉フェスティバルの開催方法の変更について。

**答** 平成20年度から施行の高齢者医療確保法により、メタボリックシンドローム対象者に対して特定保健指導を行うことになる。

しかし、特定保健指導は新しい事業であり、市民の認知度が低いために保健センター(健康課)を日常的な相談・指導の拠点施設としてPRする必要はある。

今までは、健康福祉すこやかフェスティバル(福祉会館で開催)の中で健康課が主催する健康まつりとして実施していたが、保健センターのある中央公民館でまなびフェスタと共同開催する方向で検討している。

## 高齢者福祉

**問** 災害時における要支援者対策について。

**答** 災害時の要支援者を把握することは重要であり、「美濃加茂市地域福祉計画」の中で、災害時における支援の充実という基本方針を挙げ、災害時要支援者支援マニュアルの作成や要支援者の安否確認・連絡体制の整備を示している。

災害時に地域で使える要支援者名簿やマップが必要と考えており、平成19年度に災害時要支援者支援対策マニュアルの作成を計画しており、十分に研究したい。



**問** 独居老人等の安否確認について。

**答** 現在は、民生児童委員が訪問をして1人暮らしの高齢者世帯の把握をしており、緊急連絡先などの台帳を作成している。

また、緊急通報システムなどによる安否確認、地域包括支援センター職員、民生児童委員や健康委員会などの訪問による安否確認などを行っている。

**問** 福祉施設入所にかかる待機者の状況は。

**答** 4月1日現在の美濃加茂市民の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所待機者数は、7施設で合計122人あり、そのうち、在宅または入院中で入所の必要が高い方は34人である。

また、美濃加茂市民の施設利用者は、9施設で合計106人となっている。

**問** ふれあいサロン等小規模福祉施設の整備計画は。

**答** 「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者の身近な地域の自治会公民館で実施している事業である。「ふれあいサロン」は市が2施設に委託している事業であり、「ふれあいサ

ロン福寿草」と「ふれあいサロンさわやか」の名称で実施している。

ともに利用者が年々増加しており、市民の方から大変よい評価をいただいている。

ふれあいサロン等小規模福祉施設の整備計画は、どちらの事業とも考えてはいないが、平成20年度に策定する「美濃加茂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の時に、ふれあいサロン等小規模福祉施設の整備計画も検討したい。

## 介護保険事業計画

**問** 介護保険料基準額の評価と今後の見込みは。

**答** 当市の第3期介護保険運営期間における介護保険料基準額の月額3,800円は、国や県の平均との比較では、下回っており、健全な保険運営ができていっている。

第3期介護保険事業計画は、認定者や給付の伸び、入所施設建設に伴う入所者の増加を見込み、保険給付費や保険料を設定しているが、給付の伸びは計画より鈍化している。

今後の2年間の状況により第4期は、保険料の上昇を低く抑えて高齢者の負担軽減を図りたい。



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

**問** 介護報酬額についての所見は。

**答** 介護報酬額は、事業計画の見直しに合わせて改定しているが、事業者から厳しい状況であることは聞いている。

介護職員の賃金などの格差を是正するには、介護保険料や公的財源を上昇させなければ解決できない問題である。

現在の仕組みでは保険料の上昇は避けなければならないため、賃金の是正策にむけた国の公的資金の財源確保が必要と考えている。

**問** グループホームの運営状況は。

**答** 運営状況は、歳入では国の定めた報酬単価に基づいた定額収入であり、施設の人員体制等運営基準を満たした体制での歳出は、人件費のウェイトが大きく、NPO、会社、社会福祉法人のいずれも厳しい状況である。

**問** 小規模多機能型居宅介護事業の内容と県内の状況は。

**答** 小規模多機能型居宅介護は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室などを備えたサービス事業所で行われ、登録した利用者に「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する事業である。

県内には、現在11事業所(笠松1、関市1、各務原4、郡上1、大垣3、池田1)がある。

当市では、第3期介護保険事業計画の中では小規模多機能型居宅介護事業は見込んでおらず、第4期介護保険事業計画に向けた実態調査により、必要があれば計画に盛り込みたい。

**問** グループホームの空き室活用について。

**答** グループホームの空き室

の活用は、現在の認知症対応型共同生活介護の空き室を活用してショートステイを提供する方法と、グループホームの食堂や居間を活用して認知症デイサービスを提供する方法がある。

現在、市内のグループホームでのショートステイやデイサービスの提供事業者はないが、今後、事業を行う旨の申請があれば、適性かどうかの判断をして指定をしていきたい。

**問** 介護施設の今後の建設と介護予防拠点づくりについて。

**答** 市内の介護施設は、老人保健施設が平成16年に定員100人に、特別養護老人ホームが平成18年に定員50人に増床しており、第3期介護保険事業計画では建設計画はないが、今後、施設の待機者などの状況により判断をしていきたい。

平成18年度から、介護予防事業や元気な高齢者へ向けた介護予防意識の普及啓発など、介護保険給付費だけではなく、医療費の削減にむけたプロジェクト事業を展開している。

今後は、総合的な介護予防事業ができる拠点づくりが必要と考えている。

## 障害者控除

**問** 県市長会で示された「要介護者の障害者控除認定方法にかかる指針」とはどのようなものか。

**答** 県内市町村の障害者控除の認定方法の統一的な指針であり、各市町村はこの指針を参考に認定方法の規定を定め、適正に実施するようにしているが、指針が示される前に、認定方法を定めたため、指針と一致しない市町村もあると聞いている。

当市は、一部市町村を除く中濃地域の市町村と基本的に認定方法の統一を行い、これを定めている。

**問** 障害者控除対象者への認定証の周知方法は。

**答** 対象者への周知は、広報だけでなく、個別に「障害者控除についてのお知らせ」と「障害者控除対象者認定申請書」の送付をしたい。

**問** 障害者控除対象者の認定書の発行要件は。

**答** 当市の指針は、介護認定に必要な主治医意見書が障がい老人の日常生活自立度判定

基準と痴呆性老人の日常生活自立度判定基準で障がい者に該当しないとされている生活自立者であっても、要介護認定で介護度が1以上の人は障がい者と認定して、認定範囲を拡大しているので、今後も現状の方法で認定をしたい。

## 悪質商法

**問** 悪質商法による高齢者等の被害について。

**答** 高齢者等への対策は、窓口や各種事業実施の時にパンフレットやチラシを配布しており、民生児童委員が消費者トラブルの発見や相談を受けることもあり、民生児童委員への研修も実施している。

県消費生活相談窓口に寄せられる当市の65歳以上の相談件数は、悪質商法を含む消費生活に関するものが43件であり、専門職員らが親身になり、問題の解決に当たっている。

高齢者が、地域で安心して暮らせるように住民、行政、社会福祉協議会が連携をとり、地域ぐるみで見守り活動により、悪質商法等を防止したい。

## 都市計画 マスタープラン

**問** 美濃太田駅南北を直接結ぶ構想について。

**答** 駅北地区は広域的な道路により可茂地域全域を見据えた商業集積の形成を目指し、駅南地区は既存の都市機能集積を生かした賑わいのあるまちづくりを目指すなど、それぞれの特性を高め、既存の美濃太田駅自由通路や幹線道路等の活用により回遊性の向上が図れるものと考えている。



美濃太田駅の自由通路

**問** 美濃太田駅南地区に高齢者福祉施設について。

**答** 都市計画マスタープランの中で、美濃太田駅南地区は、高齢者など多くの人が暮らしやすいまちとなるよう、さまざまな機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを目指している。このため、市街地に適した福祉施設についても実態調査し、第4期介護保険事業計画のなかで、十分検討していきたい。

**問** 岐阜県の五流域総合治水対策プランと加茂川の治水について。

**答** 五流域総合治水プランは、岐阜県内の長良川、宮川、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域を総合的に地域の安全性を向上させる治水対策プランである。

木曾・飛騨川流域の加茂川は、木曾川合流点から加瀬田川合流点の約4キロを整備対象区間として、短期・中期計画においては、河床掘削によって10年に一度発生する規模の洪水に対応した改修を進めることとしている。

長期計画では、洪水調整池の整備等により、30年確立に対応する治水対策を講じられる。

**問** 川の自然環境をよみがえらせる対策及び沿道のスポット公園、緑道の整備計画について。

**答** 河川流域には、多種多様な生物が生息・生育しており、河川改修時には、環境に十分配慮した、保全・再生に努めるよう国や県に要望する。

市街地を流れる加茂川沿いのルートは、歩行者の安全を確保し、休憩スポットやカラー舗装、空き地等に緑化を促進し、潤いのある市街地環境の形成に努める。

駅北地区のまちづくり会議等で進めてきた基本計画の方針は、河川管理者と協議しながら、平成20年度から5年をめぐりに整備に努めたい。

## 道路整備

**問** 新青柳橋付近の交通安全対策は。

**答** 「森山3丁目」交差点改良は、国土交通省の施工する交差点改良に合わせて事業化され、平成19年度は、測量調査を行い、用地買収に取りかかる予定とのことである。

また、新青柳橋北側歩道のガードパイプは、道路管理者の可茂土木事務所に現状を説明し、設置を要望している。県は、「森山3丁目」交差点改良の事業と合わせて設置を検討したいとのことである。



新青柳橋

**問** 通学路のカラー舗装化について。

**答** 警察庁・国土交通省から交通事故多発地帯の指定を受けている「あんしん歩行エリア」地区は、歩道のない通学路を含め危険箇所を路側の着色を進めている。

この事業は、平成21年度完成を目指しているが、今後は

市内全域の路側の着色など、交通事故対策に取り組みたい。

**問** 下水道管の布設工事に伴う舗装の復旧工事について。

**答** 当市の下水道工事は、昭和63年度から整備を始めており、舗装の復旧工事は仮復旧後に全面の舗装復旧を行ってきたが、自治会から側溝の新設・改良の工事も同時に進めてほしいとの強い要望により、できる範囲で舗装と側溝を施工している。舗装だけの工事と側溝を同時に施工するのは、事業費が大幅に違うため、予定した行程が遅れているのは事実である。

今後も、限られた予算の中で創意工夫を行い、最大限の効果があがるように努力する。

## 蜂屋川

**問** 蜂屋川上流域の大規模開発に伴う下流域の治水対策について。

**答** 蜂屋川上流域の平成記念公園や中部台地は、都市計画法に基づき、開発における流量増に対応するために、一時雨水を貯留する洪水調整池を

設置している。その降雨強度は1時間当たり183ミリで計算されており、30年に一度に発生する規模の洪水に対応した調整池である。

また、放流先の蜂屋川は、流域を受け持つ地点により排水能力は違うが、計画洪水流量は、西町作り洞線の堂洞橋付近では、1秒間に135トン、国道248号の鷹之巣橋付近では、1秒間に180トンであり、おおむね30年に一度発生する規模の洪水に対応した排水能力を持っている。



蜂屋川

**問** 蜂屋川の堆積土砂のしゅんせつ工事について。

**答** 蜂屋川中下流の改修事業

は、河川の拡幅や流路の是正、環境に配慮した計画により、平成元年に完成している。

しかし、上流部からの土砂の流出により堆積が進み、県は平成10年度から河川改良事業により、しゅんせつと護岸の根継ぎをする工事を下流から行っている。

市では、河川管理をしている可茂土木事務所に、県の予算編成時や行政懇談会など機会あるごとに、安全な河川管理を要望している。

## 北部地域の整備

**問** 三和地区の生活環境の整備促進について。

**答** 三和地区の県道2路線は、富加七宗線が未改良区間の用地買収を完了し、平成19年度に一部工事を施工する予定であり、美濃川辺線は下甘屋地内の一部区間で測量を終え、今後、拡幅の検討がされる計画である。

川浦川は、昭和43年の8・17豪雨災害後の護岸工事による構造物が、時の経過により自然環境になじんでいる。

自治会要望による甘屋川の堆積土砂のしゅんせつは、河川管理者に継続して要望する。

今後、同盟会、事業懇談会等機会あるごとに、北部地区の道路や河川整備の要望をする。

**問** 御殿山の活用とキャンプ場整備について。

**答** 美濃加茂市の最高峰である御殿山は、多くの方が登山やウォーキングを楽しんでおり、今後も地元の自治会と協力して案内看板等を整備したい。

ふもとの御殿山キャンプ場は、テントサイトが21張、バンガローが6棟、総収容人員150名を有する市内唯一のキャンプ場であり、地元の方の努力により運営され、毎年300人以上の利用者がある。

今後関係者と協議し、安全かつ快適に利用できるように環境整備を進めたい。

**問** ゲンジボタルの保護活動と駐車場対策について。

**答** 三和のゲンジボタルは、平成元年9月に市の天然記念物に指定され、地域や小学校での保護活動に対して助成しており、毎年6月に開催のホタルコンサートへの支援も行

っている。  
看板等も地域の協力を得ながら設置し、一層の愛護普及を図りたい。

三和町の方にはシーズン中の路上駐車では、大変迷惑をかけているが、三和小学校北に無償で借りれる土地があるため、ホタルのシーズンに限らず、活用を図りたい。



三和町のゲンジボタル

## 前平公園

**問** 前平公園の拡張について。

**答** 前平公園の拡張は、スポーツ施設の利用状況や財政状況、また少子高齢化による市民ニーズを把握して検討

したい。

**問** 前田山の活用の考えと県畜産研究所について。

**答** 約3.5ヘクタールある前田山の活用は、前平公園に隣接しており、本市の将来における土地活用を考えると、極めて貴重な緑のある土地であり、当分の間は現況の山林として管理したいと考えている。

このような貴重な緑を守り、里山として、適正に整備育成するのも一つの方法だと考えている。

また、畜産研究所は、地域産業の活性化や産業振興を図るために、市有地のうちで利用価値の少ない山林に土地の使用料は無償という条件で誘致した経緯がある。

契約期間は、畜産研究所が移転するか、用途廃止するまでと定められており、現在は、返還の協議は行っていない。

**問** 前平公園のバリアフリー化について。

**答** バリアフリー化は、造成当初から配慮した設計ではないため、莫大な費用がかかり難しいが、車椅子の出入口確保と階段の一部をスロープ化により、バリアフリー化ができていないかと考えている。

## 堂上蜂屋柿

**問** 「食の世界遺産」認定の所感。

**答** 1000年の永い歴史と伝統技法を守り受け継がれてきた「堂上蜂屋柿」が、食の世界遺産とも言われる「味の箱舟」に登録されたことは当市にとっても大変名誉なことであり、これまで築きあげられてきた先人のご努力に対し深い敬意を表すものである。

今後は、世界に認められた「堂上蜂屋柿」の伝統を絶やさないよう、蜂屋柿振興会の意見を聞きながら、支援をした

**問** 生産者の高齢化と若手後継者の育成について。

**答** 堂上蜂屋柿振興会の会員数は平成19年度80名、そのうち70歳以上の高齢者が約60%であり、後継者対策はすべての農業分野での課題と認識している。

食の世界遺産登録により知名度は上がるが、堂上蜂屋柿の生産量には限りがあり、生計確立は困難で若手の新規参入は難しい状況である。

団塊世代の大量退職時代を迎え、こうした人たちが、堂上蜂屋柿の1000年に及ぶ歴史を理解され継承されることを期待するものである。



蜂屋柿

**問** 蜂屋柿の安定生産と年内出荷の拡大について。

**答** 堂上蜂屋柿の安定生産と年内出荷の拡大は大きな課題であり、天候に左右される干し柿づくりは、需要の多い年内に干しあがるかどうかが販売額に大きく影響する。

今後、生産加工組合の設立や蜂屋柿の集団栽培、共同加工所建設などの方策が考えられるが、伝統技法を守りながら、大量生産による画一的な食品にならないよう、会員の方の意向も十分考慮して支援をしたい。



堂上蜂屋柿

**問** 堂上蜂屋柿の現状について。

**答** 堂上蜂屋柿の栽培面積は約8・5ヘクタールで、平成18年度の出荷状況は5、843箱、販売金額3、549万円である。平成17年度と比較すると680箱、370万円増加している。

**問** 商標登録について。

**答** 堂上蜂屋柿の商標登録は、平成9年に商標（ラベル）を出願し平成11年に登録され、めぐみの農協が権利者である。

平成21年9月に満了となるが、今後継続する場合は、めぐみの農協が広域化しているため、美濃加茂市の特定使用と限定されるよう、めぐみの農協と協議したい。

**問** 品質管理とブランドの確立について。

**答** 今回の登録を機に振興会では、品質に責任が持てるよう生産者の顔写真を製品に貼るよう検討しており、市も、新しいパンフレットの作成、PR看板の設置など、美濃加茂市の堂上蜂屋柿ブランド確立のため関係機関と連携を図っていききたい。

## 産業集積地開発

**問** 蜂屋地区の産業集積地開発事業（工場団地）の取り組み状況は。

**答** 現在は、地元代表者の方が、事業区域内の地権者に土地区画整理事業の案内をしており、現在約7割の賛同が得られているが、さらに同意が得られるよう説明会の開催をしている。

地権者の3分の2以上の同意を得られている状況から、市では地元代表者の方と協議をして事業に必要な各種調査などを進めたい。

## 中心市街地活性化

**問** まちづくり3法改正後の取り組みは。

**答** 法改正の趣旨である、車社会から脱却して高齢者などが安心して暮らせる通称「ちっちゃな街」を計画し地元の方との協議を進めている。

現在、商店街の有志数名がこれからのまちづくりについて話し合いを始めており、今後のまちづくりについての提案や計画をまとめられるものと期待している。

市もこのような活動を支援するための仕組みを具体的に検討したい。

**問** 都市計画、土地利用計画の状況は。

**答** 本市の中心市街地として、区画整理事業、街路事業、市街地再開発事業等の都市計画事業により、都市基盤が整備され、店舗・事務所等の都市機能が集積した地区である。

今後、さらに加速する高齢化の時代に対応した、多くの人々が歩いて暮らせるまちとして、その機能を十分生かすため、まちづくりを推進したい。

**問** 人口集積の考えは。

**答** 現在、中山道地区において、まちづくり交付金等を活用し、観光交流施設としての中山道会館、歴史的背景を持つ文化遺産、あるいは木曾川を背景にした良好な景観を生かした、多くの人々が訪れる賑わいのあるまちづくりが進められている。

また、美濃太田駅周辺では、誰もが安心して暮らせる「ひとにやさしいまちづくり」を目指して、バリアフリー構想を策定し、事業推進している。これらを活用することにより、「歩いて暮らせるまちづくり」のための人口集積の推進を図りたい。

**問** 市民市場について。

**答** これからの商店街は、高齢者や子どもが生活する場所の近くで安心して楽しく買い物ができる環境が大切である。

現在、加茂農林高校の生徒が、自分たちがつくった野菜をリヤカーつき自転車に乗せ販売しており、高齢者の方との会話や流通の仕組みを体験的に学習する活動を始めている。今後については地元の方と協議を進めており、駅前の空き店舗を利用した販売も検討している。

## 観光事業

**問** 観光立国推進基本法についての市長の所感は。

**答** この基本法は、これまでの観光基本法を全面的に改正し、観光を21世紀の重要な政策の柱として明確に位置づけている。

国土交通省の試算では、訪日外国人客や団塊の世代の増



リヤカーつき自転車で野菜を販売する加茂農林高校の生徒

討している。高校生と商店街の共同事業は全国でも例がなく、今後新しい試みとして発展できるように市も支援していきたい。



加により、2010年度の経済波及効果は35兆円、雇用誘発効果を52.8万人と推計している。

当市も、観光の推進により市の知名度を高め、市民の郷土愛がますます大きくなることを目指して魅力ある観光地づくりを進めたい。

**問** 地域観光マーケティング促進事業アドバイザーの内容について。

**答** マーケティング促進事業のアドバイザーは、横浜商科大学の羽田教授をリーダーとして、JTB、日本旅行、JR東海等の観光のプロ14名がメンバーとなっている。

この事業は、メンバーによる現地調査及び地元観光関係者との協議が行われ、当市の観光財産のPRの方法や観光周遊コースなどのアドバイスを受けている。今後は、交流の始まったメンバーとの情報交換を積極的に進めたい。

**問** 太田駅前開設の観光案内所と本市の観光基本計画について。

**答** 5月に美濃太田駅南口1階にみのかも観光案内所がオ

ープンしており、鉄道を利用する観光客等が1日に20人ほど訪れ、市内の観光名所や宿泊先等の紹介をしている。今後はさまざまなイベントと提携し、当市の観光PRの拠点としたい。

当市の観光に関する基本的な考えは、第4次総合計画に位置づけているが、今後は観光推進の目的や目標をより明確にするための観光計画を策定したい。



5月30日に開所した「みのかも観光案内所」

**問** 当市の観光資源について。

**答** 当市は、毎年150万人を超える方が来訪しているが、全体では減少傾向である。

平成19年度は、10月から12月の3カ月間、全国に岐阜県をPRする「ぎふデスティネーションキャンペーン」を行う

計画であり、本市もそのキャンペーンとタイアップして市内観光資源を積極的にPRしたい。

**問** 食の世界遺産堂上蜂屋柿や山之上果樹園の観光と販売促進は。

**答** 堂上蜂屋柿は振興会の資料によると、平成18年が3,549万円、梨・柿は山之上果実農協が取り扱った部分は、平成18年が7,962万円である。

堂上蜂屋柿の食の世界遺産への登録は、本市の知名度を上昇させる絶好の機会と考えている。

また、山之上の観光果樹園も本市の重要な観光資源であり、市内へ誘致した企業からも贈答用の名産品として照会も多くある。

今後も東京や大阪の観光物産展等に参加し、積極的にPRしていきたい。

**問** そのほかの観光資源の開発について。

**答** 当市には、魅力的な観光資源が多くあるが、マーケティング事業でも指摘されたとおり、その活用やPRが十分とは言えない状況である。

観光資源は、来訪者が眼で観ることによりそのすばらし

さを再発見することがあるため、市外へのPRだけでなく、市民へも観光情報を積極的に提供することで、地元のすばらしさを再確認できるように仕組みをつくりたい。



多くの人でにぎわう産業祭 (昨年)

## 産業祭

**問** 産業祭の日本昭和村での開催について。

**答** 産業祭は、毎年3万人以上の方が来場する市の一大イベントであるが、駐車場の確保やごみの増加が大きな問題となっている。来場者や周辺

住民の方からも、これ以上は限界であるとの意見がある。

産業祭をより安全に楽しく実施するためには、開催場所の変更なども検討する必要がある。日本昭和村も有力な候補地であり、関係団体と協議をして第30回にふさわしい産業祭にしたい。

## 環境問題

**問** 集積場所におけるカラス等による被害防止のための黄色いごみ袋について。

**答** 現在は、ごみ集積所を管理する自治会等で、ネットをかぶせたり、金網小屋の設置などの対策を講じている。

黄色のごみ袋は、全国の一部の自治体が導入しており、カラスに対する効果があるという結果も出ている。

しかし、製造業者が限られ、価格の面や供給面での課題もあり、焼却時に発生する有害なガスや色素の中に重金属が含まれるという問題もあると聞いており、こうした状況から、先進市の導入効果等も調査しながら、研究をしたい。



水曜日にアルミ缶等を回収する「きらきらエコハウス」

**問** 月1回の資源ごみの回収を夏場だけ増やすことはできないか。

**答** 夏場は、アルミ缶やペットボトルなどの資源ごみが多く排出されるが、月2回にした時は、収集運搬費用、排出指導員手などの経費の増加や、業者との収集日の調整などにより、難しいと思われる。

そのため、現在実施しているリサイクルステーション、きらきらエコハウスや牧野エコひろば、各小・中学校PTA等の地球資源回収事業を利用されるよう、今後も広報等で市民の方に周知し、活用と協力をお願いしたい。

**問** 市民や事業所の協力によるごみの減量化について。

**答** 近年市民生活の向上と経済活動の活性化により、ごみの排出量は年々増加傾向であり、特に可燃ごみの増加は著しく、ごみの減量化は市の最重要課題となっている。

可燃ごみの増加は、ごみ処理の経費を年々増加させており、その歯止めとなる効果的な減量化対策がなく、大変苦慮している。

可燃ごみの減量化には、生ごみの水切りや資源物のリサイクルなどの徹底をして、排出量の抑制をしなければならぬ。

ごみの減量化の推進には、市民や事業所の理解と協力を得ることが最重要であり、ごみの排出状況やごみ処理に要する経費等の実態を公表し、ごみの減量化に対する協力を呼びかけたい。

**問** グリーン購入の推進状況について。

**答** 平成13年4月から国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際には、環境にやさしいものを選択するよう義務づけるグリーン購入法が施行され、事業者・国民にもで

きる限り環境物品等を選択するよう務めることを求めている。

当市では、「美濃加茂市環境保全率先行計画」に基づき、既に庁内では省エネ、省資源に関する取り組みを実施し、環境にやさしい物品の使用に務めている。

平成19年度にグリーン購入基本方針と購入調達方針を策定し、来年度から運用する予定している。

また、事業所、市民に対しても広報等でグリーン購入の協力を呼びかけ、環境負荷の低減及び循環社会の構築を推進したい。

## 農業振興策

**問** ぎふ農業・農村振興ビジョンの対応は。

**答** ぎふ農業・農村振興ビジョンは、岐阜県の農業・農村の平成27年の姿を描き、当面5年間に重点的に取り組む施策の方向性を示したものである。農業生産の担い手の育成・確保、安心・安全な食の確保と提供、産地づくり・ブラン

ドづくり、農村の環境保全機能の強化、魅力ある農村づくり、というまさに現在直面している重要課題が基本方針である。

こうした課題を関係機関・団体と連携・調整を図り、地域の特性を生かした取り組みを推進したい。



**問** 品目横断的経営安定対策の取り組み状況は。

**答** 現在、品目横断的経営安定対策の要件を満たしている加入対象者は、認定農業者2名・法人経営体1団体・集落営農1組織である。

対象者には、岐阜県担い手育成総合支援協議会により、具体的な加入手続き等について説明を行い、6月中旬には加入手続きを完了する予定である。

この制度の要件に満たない認定農業者は、引き続き農用

地の利用権設定等を推進し、支援をしたい。

また、この制度の対象とならない小規模農家については、平成21年度まで引き続き産地づくり交付金などの制度が適用される。

**問** 農地・水・環境保全対策事業の概要について。

**答** 平成19年度は、山之上町(田畑・南坂地区)・蜂屋町(下西地区)・加茂野町(鷹之巣地区)・伊深町(上切・大洞地区)・下米田町(信友地区)の市内5カ所をモデル地区とし、予算規模は国・県・市の総額で500万円を予定している。

基礎部分は、実践活動の年間計画策定や畦畔・農用地のり面の草刈り、水路の泥上げである。誘導部分は、農業用排水路等の施設点検、補修や生き物調査・花植えなどである。

また、事業実施地区は、自治会などが分離しないよう考慮したい。

**問** 中山間地域等直接支払制度の実態は。

**答** 当市では、中山間地域等直接支払制度は平成12年度から三和地区で実施しており、平成17年度からは後期対策と

して5年間、廿屋地区で実施している。

この事業は、地形的・経済的・社会的条件の不利から担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより多面的機能が低下しないよう、機能維持・増進を目的に実施されるものである。

市と5年間の協定を締結し農地・農道の草刈、農道整備、共同して地域の環境整備や有害鳥獣対策など実施している。

面積は田畑合計16・5ヘクタール、総事業費は、国・県・市の年間合計129万円である。

## 健康の森

**問** みのかも健康の森の入場者数と老朽化した遊具の整備計画について。

**答** 健康の森は生活環境保全林として整備され、県内外からの入園者も多く、平成18年度は10万人を超す入園者で賑わっている。

この施設は、開園以来12年が経過しており老朽化が進んでいる。人気のあるローラー

滑り台、フィールドアスレチックは業者による点検を実施し、その他の施設は園長や作業員が点検をしている。

来園者の多い5月連休前には農政課職員による施設総点検を実施し、危険箇所はその都度修繕を行っている。

全体的な施設修繕が必要のため、森林空間総合整備事業など有利な補助事業の活用などにより、計画的に整備を進めたい。



フィールドアスレチック

## 有害鳥獣

**問** 有害鳥獣の駆除対策について。

**答** 有害鳥獣の種類はイノシ

シ・ニホンザル・ヌートリア・カラス・スズメ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシなどであり、被害は市北部を中心にほぼ全域で発生しており、猟友会に委託し捕獲を実施している。

当市の捕獲数は、平成18年度がイノシシ74頭、ニホンザル8頭である。

有害鳥獣被害防止のための電気柵設置に対しては、交付要綱を定め購入費用の一部1万5,000円を上限として助成を行っている。

特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)は、個人捕獲が認められているが、捕獲した特定外来生物の生きたままの移動は禁止されているため、個人の責任で処分をお願いしている。

## 森山浄水場

**問** 森山浄水場改築工事の状況は。

**答** 工事の進捗状況は、遺跡の発掘調査により若干着工が遅れたが、その後は順調に進み、平成19年度年に試験運転

を行い、平成20年4月には新施設での給水開始を行う予定である。その後旧浄水場を取り壊し、平成22年2月末に工事完了の予定である。

**問** 新施設の危機管理は。

**答** 新施設は無人化運転を基本としており、市役所分庁舎にて新浄水場とその他の配水池等の水道施設を集中管理・制御できるようにする。

突発的な事故による運転停止等の事態が起きた場合には、県営水道からの応急給水を行うなど、即時に水道事故対策マニュアルに基づき対応する。

侵入者対策は、外周に赤外線感知式センサーを設置して、侵入者を感知した場合は警備員が駆けつける。

また、浄水場内の施設は全て密閉であり、特に浄化された水を貯めるタンクは異物が混入できないよう完全密閉にする計画である。

**問** おいしい水の供給について。

**答** 当市は、安全で安心な水を安定的に供給することを目標としている。

平成18年度から東部広域水道事務所と県営水道

受水市町が「安心して親しみもてる水道を考える会」を設置して、水質に関する情報交換や水質データ等の研究を行っている。

今後、これらの会などで研究をして、少しでも市民においしい水を供給できるよう努力をしたい。

**問** 水道施設の耐震対策について。

**答** 新森山浄水場は耐震設計による施工であり、森山配水池は平成13年の改築工事により耐震化している。

平成17年度からの2年間で新佐口配水池の耐震化をしており、平成19年度は中之番配水池を行い、順次耐震対策工事を実施する予定である。



耐震化された森山配水池

## 可決された意見書

### 年金記録不備問題の早期解明と対策を求める意見書

加速する高齢化社会に向けて、年金問題は国民の関心も高く、老後には欠かせない大切な社会保障制度である。この度、社会保険庁による保険料の管理運用は、年金制度の信用を大きく失墜する行為であり国民は不安を抱いている。

1997年に公的年金記録の一元化を図り、運用の効率を高めるため、加入者全員に「基礎年金番号」を割り当て加入記録に管理するようにした。しかし、姓の変更や転職・転居などにより複数の年金番号を持つ加入者の統合名寄せができず宙に浮いた未統合年金記録が約5,000万件等があり、公的年金に対する国民の信頼を根底から揺るがす問題となっている。

こうした中、喫緊な問題として、議員立法による年金時効撤廃特例法案が提出され、支給漏れが判明した場合、年金請求権の時効5年間で撤廃するなどの救済策が提案されているが、その調整には時間を要するとも言われている。

国民の大切な保険料が支払われており、徹底した原因究明と責任の追及はもとより、厳しく検証をしなければならない。

国においては、総力を上げ一刻も早く年金に対する不安を一掃し、誠実な対応で安心できる公的年金としての対策を講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月21日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

### 全国市議会議長会で 多文化共生の要望

6月19日に全国市議会議長会(東京)において、多文化共生について要望をしました。



### 多文化共生・少子化対策 特別委員会が 行政視察を実施

4月24日、25日に、多文化共生に関して、愛知県豊田市、静岡県浜松市、磐田市を行政視察しました。

### 新議員を中心に 研修会を開催

4月、5月の8日間、1期の議員等を対象に研修会を開催しました。



### 議会を傍聴してみませんか？

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

**9月3日**から開会予定です。

(一般質問は、11日、12日です。)

### 市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください。  
<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>